

事実連関としての条件関係（二・完）

濱本 千恵子

一 序

二 *conditio sine qua non* 公式（以上、第三〇卷第三号）

三 合法則的条件公式

四 原因性判断

五 結語

三 合法則的条件公式

上述のように、結果の原因を必要条件と解するか、十分条件と解するかによって条件関係の判断公式は異なってくる。このうち、条件関係として必要条件を要求する *conditio sine qua non* 公式は、判断の前提として行為→結果間に法則性が存在せねばならず、さらに事実連関を確認するために反事実的仮定の経過を検討するという判断構造自体に問題があることが判明した。そして、法則性を前提としつつ *conditio sine qua non* 公式に修正を加え、「妥当な結論」を導く見解は、結論として行為→結果間の法則を問うことと変わりがなく、あえて仮定的経過判断を行う意義はない。また、条件関係の本質を結果回避可能性に見出す見解は、判断において意図される回避可能性の内容が不明確であるうえ、回避可能性の要求を刑法の目的から根拠付けることに困難を伴う。このように、原因を必要条件に限定するメリットは認められな

った。したがって、*condicio sine qua non*公式の問題点を補いつつ、事実連関としての条件関係を確認する公式が必要となる。

原因として必要条件を要求することに異を唱え、新たに合法的条件公式を提示したのがエンギツシュである。エンギツシュによれば、刑法構成要件が前提とするのは具体的な結果とその惹起であるが、*condicio sine qua non*公式は惹起に関する問題を扱うものではない。⁽⁸⁴⁾ 惹起を意味する因果概念は、「自然科学的かつ『哲学的』、非形而上学的（論理学的）な原因概念」に求められ、「態度が、時間的に後続する外界の変更と（自然）法則適合的に結びつき、結果へ到達する」場合に、当該態度は当該結果の原因である。このように、エンギツシュは原因を結果の十分条件と解し、行為と結果の結びつきのメルクマールとして、自然法則への包摂可能性を主張したのである。⁽⁸⁷⁾

この条件公式は、ドイツにおいて広く受け入れられた。⁽⁸⁸⁾ しかし直感的な「結びつき」判断を排除し、行為と結果の一般法則への包摂可能性のみをもって条件関係の判断基準とする場合、原因と代替原因を区別しえないという問題が生じる。⁽⁸⁹⁾ 例えば、「MはO殺害の目的でV₁とV₂から一本ずつナイフを購入する。MはV₁のナイフを使用した⁽⁹⁰⁾が、このナイフがなければV₂のナイフを使用したであろう」という場合、「ナイフ販売とナイフ使用による被害者の死」の間の法則を考えれば、V₁もV₂も区別しえない。⁽⁹¹⁾ 複数考えられる事実のいずれもが法則上は結果を発生させる場合、因果法則の始点（行為）と終点（結果）のみを考慮したのでは、これらの事実のうちのどれが原因で、どれが代替原因か判断できない。⁽⁹²⁾ なぜなら、原因であれ代替原因であれ、一般法則に「包摂」させることは可能なのである。エンギツシュに続く通説的見解は、問題解決のために具体的結果規定を採用した。結果を「V₁のナイフによる死」と規定すれば、代替原因から結果発生への経過を排除しうるためである。しかしこの結果規定が循環論法に陥ることはすでに述べた。合法的条件公式を支持しながらも、この点を激しく批判したのがプツペである。プツペは具体的結果規定を否定しつつ、原因と代替原因の区別を可能にするための理論を詳細に展開した。

(一) インゲボルグ・ブツペによる原因性判断

ブツペによれば、因果関係は客観的帰属判断の事実的前提であり、諸々の刑法的評価も事実、つまり因果関係を糸口としなければならぬ。では、このような「事実」はどのようにして確定されるのであろうか。彼女によれば、原因が結果に作用したか否かは「合法的な結論の意味でしか知覚・測定しえない」⁽⁹²⁾。それゆえ規範的評価の事実的基盤となる因果関係は、合法的な条件公式によってのみ判断され、行為と結果が一般法則に包摂可能であると示された場合に、行為は結果の「原因」と判断される。

一般法則⁽⁹³⁾への当てはめによる条件関係判断は、合法的な条件公式の根幹をなすものである。しかしブツペは、このような包摂可能性だけでは行為が結果を「惹起した」とは言えず、原因性の確定に不十分と考えており、さらに「論理的な条件関係」を要求する。以下で、彼女の原因要件について概略してみよう。

(1) ブツペは、客観的帰属を論じるに当たり、「構成要件該当結果とは何か」という問いから開始する。「何が帰属されるのか」を明確にしない限り、「結果帰属」については論じえないためである。そして彼女は、具体的結果規定に基づく因果性判断を循環論的で無意味なもの⁽⁹⁴⁾と批判する。彼女によれば、「刑法上重要で、行為者に帰属されるべき外的不法」は刑法の各構成要件から導かれ(例えばドイツ刑法二二二条および二二三条における結果は「人の死」である)、したがって「結果」を一般的に記述すれば、「各構成要件によって保護される法益の意味における、法益客体の不良変更⁽⁹⁵⁾である」。

(2) しかしこのように結果を規定する場合、従来は具体的結果規定によって回避されてきた問題、つまり原因と代替原因の区別不可能という問題が再び生じることになる⁽⁹⁶⁾。そこで彼女は、思考上可能な諸々の条件から結果に至る経過を一般法則に基づく因果仮説として定立し、その仮説の経過を具体的に展開して現実の事象経過と比較することによ

つて、因果仮説の真偽を判断する。代替原因から結果へと至る仮説では、その連鎖の少なくとも一部分が現実の経過と異なることが判明するため、経過の具体的な観察によつて原因と代替原因が区別される、というのである。

ただし、我々は現実の事象を完全に列挙しえないため、一〇〇%確実に因果仮説を真と判断することはできない⁽⁹⁾。また、事象を完全に列挙しようとすれば、記述の範囲は際限なく拡大する。それゆえ、因果経過を「具体的展開において」観察するとはいえず、そこではある程度の抽象化がなされざるをえず、当該仮説に必要とされる中間段階 (Zwischenstadium) を取り上げ、この段階を現実の経過と比較することになる⁽¹⁰⁾。

例えば、ある建物に爆弾を設置し、その建物が倒壊したとしよう (爆弾事例)。この場合、爆弾の威力が建物の倒壊に十分であったこと、その起爆装置が有効であったこと等の事情と倒壊結果さえ確認されれば、「法則への包摂可能性」は肯定されそうにも思われる。しかしこれだけでは、爆弾設置以外に考えられる原因 (例えば地下水汲み上げによる地盤沈下) を排除しえない。そこで、仮説を詳細に展開すれば、①爆弾の設置、②起爆装置の作動、③爆薬の化学反応、④爆発とそれに伴う爆風等々の事情が中間段階として示されるであろう。各々の中間段階の間に相応の因果法則が認められれば、一連の経過は有効な仮説として成立する。この仮説を現実⁽¹¹⁾に判明した経過と比較し、例えば起爆装置の作動前に建物が倒壊したという事実と、当該因果仮説との間に相違が認められれば、仮説が誤りであり、爆弾設置行為は建物倒壊の原因ではないと判明するのである。

(3) ところで、結果は人間の態度とその他諸々の事情が合わさってはじめて惹起される⁽¹²⁾。それゆえ、複数の事情の総体こそが結果の十分条件であり、行為は十分条件の単なる一構成部分である。しかし原因を総体的に把握する場合、結果に先行するあらゆる事情が総体の「一部分」として取り込まれかねない。行為が結果発生⁽¹³⁾の「原因である」には、それが単に十分条件に含まれるだけでなく、「十分条件に必須のもの」でなければならぬ。そのためプツペは、

総体原因 (十分条件) から個別原因 (行為) を分離し、その「法則上の」必須性を検討する。すなわち、個別原因たる行為が「結果発生 of 最小十分条件 of 必要な構成部分」である場合に、行為を結果の原因と確定するのである。

では、どのような場合に行為は「結果発生 of 最小十分条件 of 必要な構成部分」となるのであろうか。第一に、個別原因は総体原因を構成する必須の要素でなければならない。この必須性を判断するために、プツペは「消去的思考方法」を採用する。つまり、構成された合法的な十分条件から当該行為を差し引いて考えた場合に、結果の因果的説明がなお有効か否かを判断することで、行為の原因性を確定するのである。第二に、合法的な十分条件は、法則的に結果を説明するために余分な事情を含んではならない、言い換えれば、最小条件でなくてはならない。もちろん、そのためには基礎となる一般法則もまた最小でなければならない。最小でない十分条件は「重畳的な原因を包含」し、消去的思考方法は *c. s. p. f.* 公式におけると同様、「誤った結論を導く」のである。

プツペの因果性判断を要約すると、①一般法則に基づき、行為から結果発生に至る因果仮説を立てる。その際、仮説の根拠となる一般法則は、最小のものが選択される。②当該仮説に必要な中間段階を取り出し、各段階間の法則性を確認する。③仮説から問題となる行為を差し引き、結果の因果的説明が可能かどうかを確認する。④中間段階を現実の経過と比較し、仮説の真偽を決定する。以上のような手続きを経て、行為の原因性が確定されるのである。

(4) 実際の判断に際して、大抵は①・③の検討のみで足るようにも思われる。例えば、A、B、C、Dの四名の取締役からなる委員会が、欠陥商品を回収するか否かについて決議するとしよう。四名全員が回収に反対した場合、*c. s. p. f.* 公式に従えば、一名が賛成票を投じて、不回収は多数決により決定するため、各人は他の三名が反対票を投じたことをもって免責される。プツペはここで、「集団で構成される会社の取締役の議決は、取締役の過半数が賛成した場合に成立する」という一般法則を掲げる (①)。委員会の過半数は三名であるので、結果 (不回収の議決) に対して最小

の十分条件は「三名の役員による回収反対投票」、例えば取締役 A、B および C の投票である。ここから A の投票を差し引くと、「B、C による反対投票」は結果に対して十分ではなくなるため、A の投票は当該最小十分条件の必要な構成部分として確定される (③)。残りの B、C、D についても同様の判断を行い、A、D は各々が結果に対して因果的とされるのである。

もう一つ、毒薬事例を考えてみよう。C は二 x mg の毒薬を飲んで死亡するため、「人は x mg の二倍の毒物を飲んだ場合に死亡する」という法則が考えられる。しかし最小の自然法則を考えた場合、致死量が x mg であることから、「人は x mg の毒薬を飲めば死亡する」という一般法則が掲げられ、「x mg の服毒」が最小十分条件となるであろう (①)。A と B をそれぞれこの十分条件に当てはめた場合、当該最小十分条件から A (B) の行為を差し引けば (③)、結果の説明は成立しないため、各人が結果に対して因果的と判断されることになる。

②・④の要件が意味を持つのは、結果発生に全く種類の異なる複数の十分条件を定立しうる場合である。このような場合には、問題となる事情から結果発生までの中間段階と、他に想定される事情から結果発生までの中間段階を取り出し、各段階が法則によって結びつくことを確認し (②)、その経過を現実の経過と比較する (④) 必要がある。

(二) 検討

プツペは「原因」として必要条件のメリットを認めつつも、仮定的な判断を必然的に伴う *o.s.p.f.* 公式や回避可能性説を批判し、合法的な条件公式を採用する。プツペによれば、仮定的経過判断の最大の欠点は、「注意が現実の因果経過から脇へ逸れ、全く吟味されるべきでない架空の事例に向けられる、という点にある」。彼女の因果性判断における基本的な姿勢は、仮定的判断を排除して現実の事象を判断の基礎とするものであり、評価の対象として事実を

重視する点は賛同できよう。ただし、因果関係論における彼女の主要な関心は、複数原因により結果が発生する、いわゆる多重因果性の事例において因果関係を肯定することにある。そして彼女の因果性判断は、「妥当な」結論を導くため、部分的にせよ消去的思考方法を取り入れるなど、多分に規範的なものとなっている⁽¹⁵⁾。つまり彼女は、 $\rho \rightarrow \rho$ 公式を適用する際に、判断対象が事実から乖離することを批判しているのであって、規範的な因果性判断そのものを批判しているわけではないのである。

(1) プツペの主張する因果性判断については、いくつかの疑問がある。第一に、十分条件から当該行為を「差し引いて考える」には、行為を差し引いた後の仮定的経過を考慮せねばならず、 $\rho \rightarrow \rho$ 公式と同様の結論に至るのではないだろうか。⁽¹⁶⁾ この点について彼女は、行為を世界から差し引くのではなく、すでに設定された因果的説明から差し引き、そして「真でないもの」は何一つ付け加えて考えてはならない、とする。これは $\rho \rightarrow \rho$ 公式修正の一つ、「付け加え禁止」と同じ手法である。プツペは、「反事実的な仮定的経過判断を伴う $\rho \rightarrow \rho$ 公式」と「付け加え禁止」は相容れないと批判するが、この手法自体は「全くの誤りというわけではない」として、行為の必須性判断のために使用する。では、行為を「世界から差し引く」とこと「因果的説明から差し引く」ことの相違はどこにあるか。

例えば毒薬事例に $\rho \rightarrow \rho$ 公式を適用した場合、Aの行為がなくともBの行為により結果が発生するため、双方の因果性が否定される。これに対し、プツペの見解によれば、まずはじめに一般法則（「人はx mgの毒薬を飲めば死亡する」）を決定する。そしてこの法則にAの行為とCの死が包摂可能であると確認したうえで、「Aの行為」を差し引く。Aと同様にx mgの毒を盛ったBの行為は、法則（「人はx mgの毒薬を飲めば死亡する」）の維持に必要なため、「最小十分条件」から排除される。その際、Aの行為がなければ結果の説明が不可能になるため、Aの行為は「最小十分条件の必要な構成部分」となり、原因性が確定される。このように、「世界から差し引く」場合と「因果的説明

から差し引く」場合には、結論は大きく異なることになる。

それでは、なぜ「因果的説明から差し引く」ことが許されるのか。この疑問については、プツペの因果性判断における基本的姿勢から回答しようであろう。そもそも行為を「世界から差し引く」ことが許されない理由として、①。ソコ公式と付け加え禁止は本来的に矛盾する。②判断対象が現実の経過から仮定的経過に移行している。③仮定的経過に取り込まれる事情の決定基準が不明確であるにもかかわらず、この事情が予測の結論、および「結果に対する行為の必須性」を変動させる。以上の三点を指摘しようであろう。しかし行為が最小十分条件に必要な否かを問う場合、すでに結果発生に至る経過は、因果的説明として確定している。つまり、行為を含む総体原因から結果発生への法則は、現実の事情に基づいて確立されているのである。このように、考慮すべき事情が決定された状態で当該行為のみを差し引くのであれば、差し引いた行為に代わる事情を付け加える必要はない。行為を含まない総体原因から結果への法則性が維持されうるか、結果の因果的説明がなお有効であるかを判断することが可能になると思われる。

(2) 第一の疑問への回答から、プツペの因果性判断において「結果の因果的説明」、および説明を構成する「最小十分条件」の確定が、非常に重要な意味を持つことが判明する。プツペはいわゆる多重因果性の事例を「複数の、十分かつ真である結果の条件が存在する場合」⁽¹⁰⁾と位置づけており、このような最小十分条件は、一般法則に基づいて示されるといふ。このことから、第二の疑問、すなわち最小十分条件と、その判断基準となるべき一般法則はどのようにして決定されるのか、という疑問が生じるであろう。

プツペの因果性判断について、例えばデンカーは以下のように批判する。⁽¹¹⁾まず、最小十分条件の決定には、基準となる因果法則を確定せねばならないが、プツペは「因果法則」の名の下に事例を不完全に描写するにすぎず、しかもこの不完全性の程度は任意に決定されるため、結局のところ方法論的には具体的結果規定と変わらない。例えば、一

定量の毒薬を内服した場合、服毒者の体調や内服量等の具体的事情を基準とした科学法則に代えて、抽象的な因果法則「 x ㏄の毒薬を内服すれば、人は死亡する」を示すことは可能である。⁽¹⁰⁾しかしこの因果法則を最小十分条件として示す場合、例えば致死量「 x 」の正確な量を把握するには、再び具体的事情を検討せねばならず、「一般法則」たる最小の因果法則は定立しえない。次に、一般法則「 x ㏄の毒薬を内服すれば、人は死亡する」を定立しえたとしても、ここで考慮されているのは、「すでに(別の) x ㏄の毒薬を内服しておらず、あるいは同時に内服しない人」である。しかし事例において、これが「事実」と異なることは明らかであり、プツペは恣意的に事実を捨象していると言える。彼女の因果性判断は、「最小の因果法則」確定のために一定の要素を排除するが、しかしこの「一定の要素」、つまりAの他にBもまた毒を盛つたという事情こそがまさに問題なのだ。⁽¹¹⁾

デンカーの批判の前半部分、一般的・抽象的な「最小の因果法則」を定立しえない、という点については、そもそも全てのケースに適用されうるような最小法則を立てる必要はない、と回答しよう。「人の死に有効な毒の最低量を普遍的に確定するのではなく、個々の事例に適用可能な最小法則を」問題とすればよい。⁽¹²⁾ そうであれば、「 x ㏄の毒薬を内服すれば、人は死亡する」という抽象的な因果法則において、 x はいわば変数であり、個別的事案ごとにこれを決定するために、被害者の年齢・体調といった具体的な事情を考慮することは可能であると思われる。⁽¹³⁾

プツペの因果性判断に関して重要なのは、批判の後半部分、事例の不完全な描写により「現実の事情」が任意に捨象される、という点であろう。「 x ㏄の毒薬を投与すれば人は死亡する」という法則を適用した場合、A・B双方とも十分条件を満たし、実際に結果も発生している。しかしCの体内には確かに「 x ㏄の毒薬」という事情が存在しており、この事情がCの死に及ぼす影響は、A(B)のみによって構成される仮説の経過とは異なる可能性もある。そうすると、仮説と現実の事情を比較した場合、「その連鎖の少なくとも一部が誤っている」ことになる。これは、

プツペが結果の因果的説明において記述される事情、つまり「最小限の」中間段階を決定する基準を明確に示していない⁽⁸⁾、という批判とも係わるものであろう。彼女は「 $\text{P} \rightarrow \text{Q}$ 」公式における「判断対象の事実からの乖離」を批判するのであるが、多重因果性の事例において特定の事情を「最小法則」から意図的に排除することは、まさに判断対象を事実から乖離させることになるのではなからうか。

(3) プツペは、因果関係を規範的判断の前提たる事実連関と解している。条件関係の意義を刑法的評価の対象の確定に求めるならば、彼女の見解は支持しうるであろう。このような因果性判断が、エンギツシュの合法的条件公式に基づいていることに疑いはない⁽⁹⁾。ただしエンギツシュは具体的結果規定を採用し、プツペはこの規定を否定した。それゆえ、彼女は結果を「法益の不利益変更」としつつ、原因と代替原因の区別を可能にする必要があった。問題の解決のため、彼女は経過の事情を法則性の判断において考慮したのである。しかし彼女の考える「事実連関」には、彼女自身が否定した「事実との乖離」が生じている。これは、彼女の見解が、因果関係確認の根拠となる法則性を重視しすぎた点に起因するようと思われる⁽¹⁰⁾。それゆえ、より現実の経過を考慮した法則決定が必要となる。

四 原因性判断

(一) 合法的条件公式の問題点

(1) 合法的条件公式に対しては、「具体的事件が抽象的自然法則の下に包摂可能であるという価値中立的な判断が、なぜ包摂させる結果を包摂される行為に帰責しうるといふ判断を基礎付けうるのか明らかでない⁽¹¹⁾」とする指摘がある。つまり、単なる法則への包摂可能性は帰責判断にとって無意味である、というのである。

しかし、刑法的評価の事實的基盤として行為—結果間に法則性を求めることは、十分に意義を持つと思われる。そもそも、刑法が一定の行為を処罰するのは、法益侵害結果が「当該行為のせい」で生じたためである。行為のせいでは結果が生じたと言うためには、当該行為が結果を惹起したことの確認が必要であり、そして我々は、行為—結果間の法則性により「惹起」を確認しうるのである。もちろん、結果帰責のために結果回避可能性判断が必要となる場面も生じるであろう。しかしエンギツシユが指摘したように、行為が結果を惹起したこと(十分条件)と、行為がなければ結果が生じなかったであろう(必要条件)ということは、必ずしも同義ではないのである。

また、刑法が結果発生を禁止するためには、「当該行為が結果を発生させる」という点についての客観的認識が必要である。このような認識は、行為—結果間に存在する一般法則によって確認されるであろう。そして一般法則が存在する場合にのみ、行為者が「結果を発生させる」ような行為を(故意犯においては)敢えて行つたと判断することが出来る。そうであれば、行為—結果間の法則性を、行為者に刑事責任を問うための根拠の一つとすることもまた有意義であると言えよう。さらに言えば、結果「帰責」判断は条件関係に尽きるものではない。段階的な評価を進めるためには、その前提として評価の対象となる事実の範囲を確定しなければならない。従来の見解が条件関係判断に事實連関の確認としての地位を認めてきたのは、むしろ当然のことと言えるのではあるまいか。

(2) とところで、*casus* 公式にしろ合法則的条件公式にしろ、その構造は、「(実行) 行為」と「結果」との間の関係を問うものである。したがって、条件関係を判断するためには、その判断対象となる行為と結果をはじめに決定しなければならぬ。これは、刑法における因果関係が、結果の「行為への帰属」を問題とすることを鑑みれば、当然のことのようにも思われる。しかし、そもそも帰属されるべき「結果」とは何を意味するのであるか。またどのような事情が「行為」として判断の俎上に上がるのであろうか。特に、結果発生に至る因果経過に複数人が関与する場合、

あるいは行為者が複数の行為を為した場合、それらの複数の事情のうちから、何を基準に「原因性が判断されるべき行為」を決定するのであろうか。⁽⁸⁾ 裁判に現れた行為こそが「行為」であるとしても、それは「その他の事情」を考慮するための根拠とはならず、そして「その他の事情」が真の原因である可能性は否定しえないのである。したがって、以下では、条件関係判断の対象について触れた上で、法則の適用方法についての私見を述べることにする。

(二) 結果の規定

個別事情の法則における包摂可能性は、法則を根拠に、行為から結果発生に至る経過を説明することによって確認される。この判断方法は「説明されるべき現象」(結果)を「説明する事実」(一般法則と個別事情)から「演繹」あるいは「予測」するものであり、個別事情から結果へと向かう「前向きな推論」である。⁽⁹⁾ もちろん、結果が発生したことは当然に前提とされるため、その推論は単なる予測にとどまるものではなく、まさに法則に基づいて結果が「説明」されるのである。

では、ここで説明されるべき結果とは何を意味するのか。従来、結果規定については具体的結果規定と抽象的结果規定とが主張されてきたが、どちらを採用すべきか、判断の決定打に欠けている。結果を具体的に規定すれば循環論法に陥るが、反対にあまりに抽象化すれば、例えば人はいつか必ず死亡するのであるから、条件関係は常に否定されかねない、というのである。しかし、抽象的结果規定により常に条件関係が否定される危険性は、仮定的経過判断を前提とした場合に生じるものである。被害者が「行為がなくともいずれは死亡した」という事情は、あくまで仮定にすぎない。むしろ抽象的结果規定の問題は、それが具体的結果を前提とした抽象化である、という点にある。言い換えれば、双方の見解とも、条件関係が判断されるべき結果の規定において、既にその発生に至る経過を前提としてい

るのである。このような因果経過の先取りを回避するため、結果は「各構成要件によって保護される法益の不利な変更」⁽¹⁸⁾と規定すべきである。刑法における結果は構成要件に記述された法益の侵害であるので、その規定は各構成要件から導かれねばならず、しかも個別事情に対応する必要がある。例えば刑法一九九条から、当該構成要件によって保護される法益は「人の生命」であることが判明する。しかし当然のことながら、ここでの法益客体を単に「人」とするだけではあまりに抽象的であり、個別事情に応じて具体的な客体を当てはめねばならない。⁽¹⁹⁾ 具体的な客体が明らかでなければ、そもそも法益客体の状態を確認しえないためである。

具体的客体の法益状態悪化を説明するには、個々の事例に適用可能な法則を決定せねばならないが、その際、当該客体の「性質」に目を向ける必要がある。毒薬事例で言えば「x mgの毒薬を内服すれば、一般的に人は死亡する」という法則ではなく、「x mgの毒薬を内服すれば、当該客体は死亡する」という法則が必要であり、このような法則を定立するには具体的な客体の性質、例えば被害者の年齢や健康状態⁽²⁰⁾に目を向ける必要があるのである。しかしながら、法則定立のために客体を具体的に特定すること、具体的結果規定を混同するのは誤りである。具体的結果規定の欠陥として指摘される「因果関係先取り」は、結果規定に「具体的経過」が含まれる場合に生じるのであって、単に客体を特定する際には生じない。「客体の性質」は、結果発生を説明する法則を導き出すために必要となるにすぎない。つまり、法益客体の性質は法則性のための判断資料であって、結果それ自体ではないのである。「説明されるべき結果」と説明のための資料を混同してはならない。当該具体的被害者の生命の状態が(否定的に)変化したことをもって、刑法一九九条における「結果」とすべきである。⁽²¹⁾

なお、上述のようにザムゾンもまた結果を「保護客体の悪化」として把握する。ただし彼は、例えば「生命の短縮」を殺人罪の結果とみなし、⁽²²⁾ 行為を行わないことによって生命短縮を回避しえたかどうかを問題とする。しかし「法益

の「不利益変更」を論じる際に反事実的な仮定的経過を考慮する必要はない。悪化したか否かは確かに法益の状態を比較する必要があるが、その比較は、行為があつた場合となかつた場合とで行うのではない。法益に何らかの変更が生じた際に、その変更の前後の状態を比較すべきである。当該法益に状態変化が生じ、その変化後の法益状態が変化前よりも悪化したこと、例えば「生きていた」人間が「死亡した」ことが確認されれば十分である。⁽¹⁸⁾

(三) 法則の適用

結果を説明する場合、法則性に関する判断の起点は結果に求めねばならない。なぜなら、我々にとつて「実行行為」から「結果」発生に至るまでの事情は、あらかじめ示されているわけではなく、そして刑法が適用される領域において、我々がまず目にするのは「結果」、すなわち「法益の不利益変更」なのである。このような法益状態の悪化が「なぜ生じたのか」、その原因を問うためには、結果が実際に生じたことを確認し、そこから遡つて、当該結果発生を包摂しうるような因果法則を仮定する必要がある。結果のみが明らかになつた状態で、唐突に、当該結果を説明しうるような法則を「行為の側から」定立することは不可能である。また、結果発生に至る経過が複雑になればなるほど、行為を起点にして行為—結果間の法則性を導くことは困難になるであろう。もちろん、裁判に現れた「行為者の行為」をもつて説明の起点とすることは可能であるし、特に裁判においては行為者の行為が問題となるのであるから、行為—結果間の法則性こそが問われねばならない。また、実際に法則性判断を行う場合に結果から遡るとしても、その行き着く先としてあらかじめ何らかの行為が想定されている、言い換えれば、行為から結果発生へ至る経過が漠然と想定されていることは否定できない。⁽¹⁹⁾しかし当該行為が結果を惹起したと言いうるためには、行為以外に「合法的に結果を惹起しうるような事情」が存在しないことを、可能な限り確認する必要がある。⁽²⁰⁾そして「行為の側から」法則

を定立した場合、判断の対象が「当該行為と結果」に限られてしまい、その他の事情を選出する基準を示しえない。それゆえ、行為者の行為以外に真の原因が存在する場合、それを見落とす可能性が高くなるのである。⁽¹⁰⁾

したがって、法則を個別事情に適用する際には、第一に、結果を起点にして回顧的に判断すべきである。そして結果に先行する現実の事情から、いわば原因の「候補」となる事情を選び出す。その際、原因の候補となりうる事情は、上述したように、実際にはあらかじめ想定されうる場合も多いと思われるが、しかし思考上は無限に存在しうる。これらの候補は、結果発生状況等を基礎として、ある程度絞り込むことが可能であろう。例えば「人の死」という結果が発生した場合には、鑑定等により死因等が明らかになるケースも多いであろう。そうであれば、例えば死因が服毒死と判明した場合に、「至近距離から頭部を銃で撃てば、人は死亡する」といったような法則は導かれないであろうし、また導き出す必要もない。このように解すれば、最終的には結果と因果関係を認めうる行為が、「原因」として考慮されうることになるであろう。

この段階では、「唯一の」行為が選出されないケースも多いであろう。その場合、複数の行為を結果に対する一条件として選出することになる。例えば被害者の死亡という結果を、何らかの他者の行為からも、被害者本人の病状の変化からも法則的に説明しうる場合には、他者の行為以外に、このような病状の変化もまた条件として選び出さねばならない。⁽¹¹⁾ なぜなら、発生した結果を起点として法則を決定する場合、たとえ死因を考慮したとしても、場合によつては一つの結果について考えられる原因が必ずしも一つではなく、それゆえ結果を包摂しうる因果法則もまた一つには限られないのである。たとえば、「AがあればXが生じる」という一般法則が存在し、同時に「BがあればXが生じる」という一般法則も存在するとする。「Xが生じた」ことが確認される場合に、はじめて原因として考慮の対象となる「A」まで遡ることができるのであるが、この場合、「B」もまた原因として候補に挙がるのである。

結果から「遡って」、あるいは「回顧的に」行為を導く方法は、「アブダクション (abduction)」と呼ばれる論証方法の特徴である。アブダクションとは、「法則」と「結果」から「事例」を推論する方法である。⁽¹⁶⁾しかしこの方法は、法則に基づいて事例を「推測」・「仮定」するにすぎないという点で、「弱体な立論」⁽¹⁶⁾である。つまり、上述のように、この手法によれば推測された事例以外に「真である事例」が存在する可能性を否定しえないのである。例えば、「AがあればXが生じる」という法則に基づいて原因A₁を導き出す場合、A₁が導かれることは「BがあればXが生じる」という法則、およびそこから導かれる原因B₁を排除しえないのである。したがって、アブダクションに基づいて原因を求める場合、その原因が「真」であると確信するための補強が必要となる。しかし結果から導かれる仮説のみをいくら眺めたところで、その真偽を判断することはできない。それゆえ、補強は仮説と事実の比較、および他原因の排除によって行われることになる。

アブダクションに関してこのように説明するとき、我々はブツベの因果性判断を思い出すであろう。彼女の因果性判断は、主に一般法則への「行為」と「結果」の当てはめと、中間段階の吟味に依拠した代替原因の排除によって構成されるのであった。結果を起点に一般法則を定立し、当該法則に当てはまりうる原因の候補を選び出し、その間に必要とされる中間段階を現実の経過と比較することによって、原因の候補から結果発生に至る因果仮説の真偽を判定し、あるいは補強するという方法は、彼女の見解の出発点を結果に逆転させたものとも言える。そして、結果を根拠に(そしてその際、結果に付随する諸々の事情を吟味して)法則を導くことによって、一つの行為についてのみ結果との法則性を求める際に指摘されうる「原因の見落とし」を回避しうるであろう。実際のところ、彼女の見解においても「回顧的視点」は考慮されてはいるようである。しかしこの点について彼女は、「派生的な説明は、合目的に、結果から遡って展開する」⁽¹⁶⁾と述べるに止まっており、結果からの遡及的な考察方法を詳しく検討する必要がある。

（四）事例の検討

先に挙げた爆弾事例を考えてみよう。ここで問題となる結果は「建物の倒壊」である。倒壊の原因として、建物の老朽化、何らかの爆発物の爆発、あるいは地盤沈下等々が思い浮かぶであろう。これらの仮説のうち、いずれが「真」であるかは、各々の仮説を現実の経過と比較することによって判断される。まず、客体たる建物の倒壊後の状態を検証することにより、想定される原因はある程度絞り込まれるであろう。そして遡ってみれば、結果発生の直前に、当該建物を破壊するに十分な程度の爆発が生じていたこと、および、建物がすぐに倒壊するほどに老朽化してはいなかったこと、何らの自然現象も発生していなかったこと、等が判明する。そこから建物の倒壊は、爆発に起因すると推論されうる。しかしこれは一つの中間段階（中間結果）にすぎない可能性もあるため、当該爆発がどこに起因するか、さらに遡って検討する。その際、建て替えのための取り壊し目的であえて爆破した、何者かが破壊目的で爆弾を設置し、それが爆発した、どこからガスが漏れてそれに引火し、爆発した、等々の原因が考えられるが、ここでもやはり現実の経過と比較して、何者かによる爆弾の設置が原因であると判明する。反対に、爆発の事実がガス漏れに起因するのであれば、当然に爆弾の設置は代替原因にすぎないことが判明するのである。

次に、仮定的因果経過の事例について考えてみよう。死刑執行事例では、結果（死刑囚の死）が規定される。その際、結果を説明する仮説を立てるためには、死囚が考慮される必要がある。これらの資料から判明する法則は、「死刑執行ボタンを押せば死刑囚が死亡する」というものであろう。さらに、誰がこのボタンを押したのかを考える場合、父親と死刑執行人が候補に挙がるが、父親の行為を起点とする仮説と、執行人の行為を起点とする仮説の双方を現実の経過と比較すれば、この法則を満たす行為をなしたのが父親であると判明する。当該事例において死刑執行人はそもそも結果発生の十分条件（執行ボタンを押すこと）を満たしておらず、そのような執行人の行為が、代替原因とし

て父親の行為の因果性を排除することはない。また、A が C に毒を盛ったが、その毒が効く前に B が C を射殺した、いわゆる条件関係の断絶の事例では、A・B 双方の行為の側から見れば、両者は「C の死」という結果発生に対する十分条件を設定しているが、結果を起点に法則を立てれば（やはりその際には死因等を考慮する必要がある）、A の服毒から結果発生に至る法則性は排除され、B の狙撃から結果発生に至る法則が確認されることになる。

では、択一的競合事例はどのように判断すべきか。毒薬事例において、結果は被害者の死である。被害者の死因が中毒死であることが判明すれば、なぜ被害者が服毒に至ったのかが問われねばならない。この場合、例えば鑑定結果からは被害者が「 $2 \times \text{mg}$ の毒薬を内服した」という事実が判明するであろう。これだけでは死の原因を問うのに不十分であるので、これを中間段階としてさらに仮説を形成する。例えば一人の人間が $2 \times \text{mg}$ を投与したとも考えられるし、数人が数 mg ずつ投与した可能性もある。これらの仮説を事実と比較し、最終的には A と B が単独で、 $x \text{ mg}$ ずつ毒を盛ったという事情に行き着くであろう。

このように考えた場合、結果発生の最小十分条件に関する考察は不要なのか、という疑問が生じる。しかし必ずしもそうではない。例えば上述のケースで、被害者の致死量が $x \text{ mg}$ であったとしよう。被害者の体内に $x \text{ mg}$ の毒薬が存在するという中間段階から遡って、A が $0 \cdot 5 \times \text{mg}$ 、B が $0 \cdot 5 \times \text{mg}$ の毒薬を投与したという事情に行き着いた場合、双方の行為は「結果発生の最小十分条件」であると判明する。なぜなら、結果を発生させるためには、最低でも $x \text{ mg}$ の毒薬が必要だったのである。行為が結果の最小十分条件に該当しなければ、行為—結果間に条件関係は確定されない。ただし、ここでプツペのように、致死量を基準とした最小法則にのみ焦点を当てれば、「現実との乖離」が生じることはすでに述べたとおりである。そもそも、毒薬事例において「二つの最小十分条件が存在する」ためには、「二つの」最小十分条件が存在した結果、すなわち「 $2 \times \text{mg}$ の毒薬」の存在が認められねばならない。現実の事情を

捨象して、被害者の体内に x mg の毒薬しか認められないとするなら、A・Bどちらか一方のみが x mg の毒薬を投与した、と説明せざるをえないであろう。したがって、結果から法則的に遡ることが可能であり、かつ、結果を起点に判明する最小十分条件を構成する行為についてのみ、結果との条件関係を認めうることになる。

私見のように考えるなら、毒薬が投与された際、致死量以上は吸収されず、また人体に何らの影響も与えないことが明らかであれば、毒薬事例について条件関係を否定せざるをえないであろう。なぜなら、吸収された致死量の毒薬が、A・Bどちらのものであるかは鑑定によっても判明しない、つまり、 $2x$ mg の毒薬から結果発生に至る仮説が真であると証明されえないためである。もちろん、ここで吸収された毒薬がどちらのものであるかが判明すれば原因の追及は可能であろう。しかしこの点が解明可能であるなら、「残された毒薬」から結果発生に至る経過は偽であり、択一的競合は問題とならない。これに対し、 x mg 以降も人体に吸収されることが判明すれば、双方に条件関係を肯定する余地が残される。なぜなら、双方の投与した毒物が同時に被害者の体内に吸収され、それらの毒が共同して（部分的にせよ）被害者の身体に影響を及ぼすことにより、被害者の死が惹起されたことが法則に基づいて証明されうるのである。

さらに、傷害を負った被害者が入院し、入院先の病院の火災によって死亡したというケースでも、同様に結果の規定は被害者の死である。死因は焼死あるいは一酸化中毒死等であろうが、その原因をどこに求めるかが問題となる。被害者が焼死した一因として、例えば「火災の際に逃げ遅れたこと」が挙げられる。そして「なぜ逃げ遅れたか」を検討する場合、例えば病院側の管理ミスや、被害者自身が警報を誤報だと勘違いしたこと、あるいは足を負傷していたために逃げられなかった、等々が考えられよう。この場合に傷害行為まで遡るには、被害者の逃げ遅れと傷害行為の間に合法性が認められねばならない。そうであれば、被害者の足の負傷と逃げ遅れとの間には法則性を認めうる

が、原因が管理ミスや勘違いにある場合には、法則性が認められないように思われる。これに対し、「被害者が火災の起きた病院に入院したこと」を死の原因と解し、そのような病院に入院したのはなぜかを問うなら、焼死↓火災↓入院と遡ることも可能であるように思われる。しかし火災という結果と入院との間に法則性は認められないであろうし、例え中間段階を「火災の起きる病院への入院」と捉えても、これを中間結果として傷害行為との法則を求めることはできないのではなからうか。従来、この事例は条件関係の存在を前提に相当性判断において議論されてきたが、そもそも条件関係が存在しないケースもあるように思われる。¹⁰

ただし、この場合になぜ被害者の死の原因を「病院の火災」に止めず、さらに事情を考慮して遡る必要があるのか、という批判も考えられる。特に、いわゆる行為者の行為後に第三者が介入する事例などにおいて、この点は重要な問題となる。どこまで遡って原因を追及すべきかという点については、確かに規範的観点が入り込んでいることを認めざるをえない。しかし判断に規範の入り込む余地が残されているとしても、判断の対象を事実限定することには、なお意義があると思われるのである。

このように、具体的な事案に法則を適用する場合には、結果から遡り、場合によってはいくつかの中間段階を経て、行為を確定することになる。その際、アブダクションによって形成された仮説は、逐一現実の経過と比較することによってその真偽を判断せねばならない。これはブツベの主張する原因性判断を逆に辿ったものと言えよう。いわゆる事実連関としての条件関係判断は、このような合法則性判断によってのみ可能となると思われる。

五 結語

我々が、「行為と結果が結びついている」と認識するためには、単なる直感判断ではなく、我々が共通して認識しうる基準、つまり一般的な法則性に頼らざるをえない。したがって、条件関係判断が第一に合法則性を基礎としていることが確認される。このことは、*modus ponens* 公式を主張する場合にも肯定されうるであろう。問題は、単なる法則性判断を超えた評価を条件関係に取り込むか否か、という点にある。評価はいわゆる結果回避可能性判断として現れるが、この回避可能性が何を意味するのは必ずしも明らかでない。むしろ条件関係判断においては、何が起きたのか、そしてその出来事は行為者の行為に起因するのか、という事実連関を明らかにすべきである。そうであれば、条件関係は行為—結果間の法則性に求められることになる。また実際には、事実連関が確認されただけで結果の帰属が認められるわけではない⁽¹⁰⁾。結果が行為の「せいで」生じたと言うためには、つまり因果関係の有無については、事実連関に加えて、さらに複数の原因候補の結果発生に対する寄与度等を比較検討する必要がある。因果関係判断のためにこれらの検討は不可欠であるが、本稿では因果関係判断の第一段階である事実連関を検討した。

事実連関の判断は、現実世界の複雑に絡み合った大きな流れの中から、「刑法が扱うべき」因果系列を選び出す作業であるといえる。したがって、一つの系列を切り取る際に、刑法という規範の評価が入り込むことは否めない。しかし、この切り取り作業を合法則性に基づいて行うことは、我々の一般的な「結果惹起」の認識に沿うものであると思われる。条件関係の判断は、刑法上の評価の対象を確定することにこそ、その意義を求められるのである。

- (84) *Engisch, a. a. O. (Anm. 10) S. 12ff.* エンキッシュの主張における c. s. q. n. 公式は、いわゆる抽象的結果規定を前提としている。具體的結果規定に基づいて c. s. q. n. 公式を適用する際に生じる疑念については、vgl. *Engisch, a. a. O. (Anm. 10) S. 14ff.*
- (85) *Engisch, a. a. O. (Anm. 10) S. 20f.*
- (86) *Engisch, a. a. O. (Anm. 10) S. 21.*
- (87) エンキッシュは、合法的條件公式が因果性の本質を定義しようとするものではなく、むしろ因果性において人間に把握しうるものを記述するにすぎない。vgl. *Engisch, a. a. O. (Anm. 10) S. 28 ; ders., Vom Weltbild des Juristen, 2. Aufl., 1965, S. 130 Anm. 288. Vgl. auch Toepel, a. a. O. (Anm. 57) S. 53f.*
- (88) *Vgl. z. B. Hans Joachim Rudolph, Systematischer Kommentar zum Strafgesetzbuch Vor § 1 Rn. 45 (Rt. SK StGB⁹⁰); Claus Roxin, Strafrecht, AT I, 4. Aufl. 2006, 11/4 ; Günther Jakobs, Strafrecht, AT, 2. Aufl., 1991, 7/12 ; Günter Stratenwerth, Strafrecht, AT I, 3. Aufl. 1981, 8/19 ; Jeschek / Weigend, AT § 28 II 4. n. o. 我々が国内合法的條件公式を採用するものとして、山中・前出注(7)二五一頁以下、林(陽)・前出注(4)一〇六頁以下をよ。*
- (89) *Toepel, a. a. O. (Anm. 57) S. 69* はこの指摘を「ある種の不快感を禁じえない」と拒絶するが、その不快感は、人が直感的に原因と代替原因を把握しつづけるという考えに基づいたものであり、論理的根拠はない。
- (90) *Vgl. Puppe, a. a. O. (Anm. 57) S. 26f.*
- (91) *Puppe, Der Erfolg, S. 888ff. ; dies., a. a. O. (Anm. 57) 63f.*
- (92) プッペは、原因が効果をどのようにして「惹き起こす」の明らかでない以上、作用因の概念は何の説明にもならず、またこの概念は不作為の事例や救助的因果経の妨害の事例において不適切であるとして、これを否定する。vgl. *Ingeborg Puppe, Brauchen wir eine Risikoerhöhungstheorie? in Festschrift für Claus Roxin, 2001, S. 14 ; dies., a. a. O. (Anm. 57) S. 38f. u. 60f.*
- (93) 例えば、ドイツの皮革スプレー事件 (BGHSt, 37, 106) において、「皮革スプレー不使用の場合に肺水腫の結果は発生しなかったか」という問いに回答することは困難であるが、当該事例をスプレーの使用による肺水腫の発症を法則的に説明することは可能であるという。プッペは、本件で刑事部が仮定的経過判断により原因を特定した点につき、肺水腫発生の別の原因が存在する可能性を排除しえず、被告人の不利になる証明責任の転嫁である、と批判する。vgl. *Puppe, a. a. O. (Anm. 57) S. 34f.*
- (94) プッペの考える一般法則には、因果法則および経験則が含まれる。vgl. *Puppe, NK Vor § 13 Rn. 96.*

- (95) Puppe, a. a. O. (Anm. 57) S. 67; dies., NK Vor § 13 Rn. 96f. 合法性則性の指摘だけでは「条件関係の論理的規定を補填しない」という。
- (96) 具体的結果規定を採用するテールは、結果の規定に一定の事情(人の死亡時刻等)を取り込むべきとし、このように結果を具体的に記述すれば、プツペの考察は不要であるとしよう。Toepel, a. a. O. (Anm. 57) S. 70. ただしプツペも、死亡時刻に関しては結果規定に取り込んでいる。すなわち、生存期間の短縮については「量的結果の増大」として、反対に生命の延長については(いわゆる警告事例などがこれにあたる)「結果の減少」として扱うべきである。Vgl. Puppe, a. a. O. (Anm. 57) S. 28f. 具体的結果規定を採用する見解として、z. B. Jürgen Baumann / Ulrich Weber / Wolfgang Misch, Strafrecht, AT, 9. Aufl. 1985, 14/20; Jescheck / Weigend, AT § 28 II 4; Jakobs, AT, 2. Aufl., 7/15; Roxin, AT I, 4. Aufl., 11/4; Erb, a. a. O. (Anm. 8) S. 452; なが(人の「死」という)結果において、その時刻よりも「死因」を考慮すべきとするのは高山佳奈子「死因と因果関係」成城法学六三三号(二〇〇〇)一七一号。
- (97) Puppe, a. a. O. (Anm. 57) S. 17. 結果を「不利益な変更」とするプツペの見解に対し、「結果概念の規範化」を指摘するのは、Rudolph, SK Vor § 1, Rn. 44; Roxin, AT I, 4. Aufl., 11/22.
- (98) Vgl. Puppe, a. a. O. (Anm. 57) S. 26f. u. 63f.; dies., Der Erfolg, S. 888f.; dies. NK Vor § 13 Rn. 96f.
- (99) Puppe, Die Erfolgszurechnung, S. 27f.; dies., Der Erfolg, S. 875. 結果に関与した事情は無数に考えられるので、これらを完全には列挙しえないが、「あらゆる因果的説明は、いわゆる余白条件(Randbedingungen)を暗黙のうちに前提と」しており、たとえ不十分な列挙であっても因果性は確定しよう、としよう。
- (100) ところで「中間段階」とは、原因から結果発生に至る経過を説明するためのポイントとなる地点を意味するものである。
- (101) これらの中間段階は、相互に時間的・場所的に隣接した状況もしくは変更と結びつけられる。このように、時間的・場所的に離れたい行為と結果との間の中間段階が、それぞれ因果的に結びついていることを近接作用法則という。ヒューム主義者によれば、因果連関における近接性は、因果連関の本質的要素である。しかしこれは「経験によって直接的に確かめうる事実ではなく、むしろ一つの仮説で」あって、経験主義とは両立しない、との批判もある。Pünke・前出注(2)七六頁以下参照。プツペは、この中間段階を示すように、単なる「時間的連関」と「原因連関」を区別しよう、と考えるようである。Puppe, a. a. O. (Anm. 57) 65f.; dies., Der Erfolg, S. 888f.; dies., NK Vor § 13 Rn. 101.
- (102) 全条件の集合を原因とする思考方法は、通常の科学理論にみられるものであるという。梅崎・前出注(4)一三四頁。
- (103) Puppe, a. a. O. (Anm. 57) S. 66f.; dies., NK Vor § 13 Rn. 96. なお、同様の方法で原因を記述する見解として、トッキーの「Inus条件」

が – inus 条件に – せ J. L. Mackie, *The Cement of the Universe*, 1974, p. 62.

- (104) Puppe, a. a. O. (Ann. 57) S. 71; dies., a. a. O. (Ann. 91) S. 4; dies., NK Vor § 13 Rn. 96f.
- (105) Vgl. Puppe, a. a. O. (Ann. 57) S. 71; dies., NK Vor § 13 Rn. 96a f.
- (106) Vgl. Puppe, a. a. O. (Ann. 57) S. 69.
- (107) BGH は、委員会のメンバーに共犯関係を確定した後に因果性を判断した。プツペはこれを「通常は共犯が因果性によって根拠付けられるのであって、因果性が共犯によって根拠付けられるのではない」と批判する。Puppe, a. a. (Ann. 57) S. 70.
- (108) Puppe, a. a. O. (Ann. 57) S. 72. この場合、取締役 D の投票内容は考慮されない。結果に対して「最小の」十分条件が「三名の役員による投票」としてすでに確定されているためである。D の投票については、例えば A、B、D による投票のように、全く別の「十分条件」として検討される。したがってこの事例は、いわゆる多重因果性の事例と同様に扱われる。
- (109) Vgl. Puppe, NK Vor § 13 Rn. 96a; dies., *Der Erfolg*, S. 876f.
- (110) なお、このような場合に結果へと至る一般法則は一つではない。事例においては、例えば①被害者の年齢や体調をもとに判明する毒の最低量を基準とする法則と、②実際の服毒量を基準とする法則との二種類が考えられる。しかし①では A、B ともに最低量を投与しており（択一的競合）、②では実際の服毒量 $2 \times 10g$ を説明するために双方の行為者が必要となる（重疊的因果関係）ため、結局のところどちらの法則を適用しても両行為者は免責されえないことになるであろう。Vgl. Puppe, NK Vor § 13 Rn. 96a.
- (111) 上述の取締役会のケースと同様、A (B) の「最小十分条件性」を吟味する際、B (A) の行為は問題とならない。
- (112) 例えば爆弾事例では、爆弾設置→家屋の倒壊と、地盤沈下→家屋の倒壊の双方が考えられる場合である。もちろん、毒薬事例でも C が心臓に持病をもっており、その発作で死亡した可能性がある等の場合には②・④の考慮が必要になる。
- (113) Puppe, a. a. O. (Ann. 57) S. 31.
- (114) Puppe, a. a. O. (Ann. 57) S. 31.
- (115) プツペは因果性判断を事実連関の確認にとどめず、さらに「義務違反の因果性」を要求している。それゆえ、実際には「行為の属性」と「結果」の間の結びつきが問われることになる。Vgl. Puppe, a. a. O. (Ann. 57) S. 73ff.
- (116) Vgl. Toepel, a. a. O. (Ann. 57) S. 67; Erb, a. a. O. (Ann. 8) S. 44.
- (117) Vgl. Puppe, NK Vor § 13 Rn. 96a f.

- (118) Puppe, NK Vor § 13 Rn. 96af. 毒薬事例は「致死量の毒薬投与」という最小十分条件が、A・B双方によって満たされる。
- (119) Friedrich Dencker, *Kausalität und Gesamtar*, 1996, S. 112f.
- (120) 事象をある程度抽象化して因果法則を定立することは、実践的な自然科学においても行われていることであって、このような法則定立の方法それ自体は正しいとする。Dencker, a. a. O. (Anm. 119) S. 113.
- (121) Dencker, a. a. O. (Anm. 119) S. 114; zustimmend, Röth, a. a. O. (Anm. 54) S. 73. この指摘に対し、Puppeは「別々の人間によって作り出された条件は、事実の記述に統合されなく」として、Vol. Puppe, NK Vor § 13 Rn. 103f.
- (122) Puppe, NK Vor § 13 Rn. 96a.
- (123) 被害者の存在に「*no*」vgl. Puppe, a. a. O. (Anm. 57) S. 18.
- (124) Vgl. Röth, a. a. O. (Anm. 54) S. 70ff.
- (125) Puppeの法則性判断はエンキッシェの判断と何ら異ならぬとする見解として、小林・前出注(36)一九五頁以下参照。
- (126) 吉岡・前出注(2)一五九頁以下は、法則への包摂可能性をもって条件関係を肯定する見解に対し、「事実的つながり、つまり(必ず常に自然法則の支配すると思われる)事実的プロセスそのものを重視するのか、合法則性や一般的自然法則・経験則(の適用結果)自体を重視するのかが、必ずしも判然としない」。そして前者であれば「法則性」「法則的結びつき」をわざわざ言うことの意味が不明であり、「後者であれば、条件定式と同じ欠陥をもつ」と指摘している。Puppeの見解は、吉岡が指摘する後者のケースに該当するように思われる。
- (127) 町野・前出注(16)一〇二頁以下。自然的因果法則は、「AがあればBがある」という事実的なステイトメントにすぎない、という。なお、町野は「事実的な結びつき」としての、いわゆる存在論的条件関係に対しても同様の批判を行っている。
- (128) 例えば自然災害の「せいで」法益が侵害されても、それは刑法が扱うべき問題ではない。
- (129) 結果的事実的な回避可能性を問うことが、法益保護や一般予防に役立つものではない、ということについてはすでに述べた。
- (130) 町野・前出注(16)九八頁など。これに対し、条件関係判断における「行為」を実行行為とは区別する見解として、曾根威彦「刑法における実行・危険・錯誤」(一九九一、成文堂)一九頁、松宮・前出注(3)(現代刑事法)一〇四頁など。なお、杉本一敏「相当因果関係と結果回避可能性(四)」早稲田大学大学院法研論集一〇四号(二〇〇二)一八五頁以下は、志向的行為論の立場から、因果主義的な行為の把握方法が「客観的帰責連関の起点として実践上要求される行為を確定する契機に全く欠ける」として、行為を

外界に生じた一つの出来事と解する因果的行為論を批判する。杉本によれば、行為とは「行為結果に対する行為者態度の評価的・概念的関係性をいう」のであって、このような概念的関係が問題となる概念領域（行為論）と、因果関係が問題となる「因果領域」、つまり外界出来事の領域（因果論）とは画然と区別される、という。

(131) 実行行為と正犯性について、島田聡一郎『正犯・共犯論の基礎理論』（東京大学出版会、二〇〇二）五七頁以下も参照。

(132) この手法は、科学哲学の領域において「ヘンベル・オッペンハイムのシエーマ（H./O.Schama）」あるいは「カパー法則モデル」と呼ばれる。カール・G・ヘンベル（黒崎宏訳）『自然科学の哲学』（一九六七、培風館）八〇頁以下、増田・前出注（63）一五〇頁、Roh, a. a. O. (Ann. 54) 等を参照。

(133) 「前向き」とは、行為時から将来の結果へ向けての推論を意味する。増田・前出注（63）一四六頁、Joachim Schulz, *Gesetzmäßige Bedingung und Erklärung, in Festschrift für Karl Lacker 1987*, S. 42.

(134) Puppe, a. a. O. (Ann. 57) S. 17. 同様に結果を「法益の不利益変更」として捉えるものとして、Roh, a. a. O. (Ann. 54) S. 60ff. 等。

(135) プッペは構成要件に記述される「人」を「個体変数」、具体的事案において判明する被害者としての「人」を「定数」と表現している。Vgl. Puppe, *Der Erfolg*, S. 909.

(136) 人体に限らず、例えば花瓶やの色や模様等の性質は花瓶の破壊を説明するために不用であるが、花瓶がガラス製か金属製かといった性質は、それを破壊する法則を変更することになる。なお、法益客体の存在それ自体についてまで原因を問う必要はない。「子供を産めば、その子供は殺人犯によって殺害される」といった法則は定立しえないであろう。ただし、法益変更前の状態が別の事情と相俟って結果を惹起するような場合には注意する必要がある。例えば、病院火災の際に行方が負わせた足の怪我のために被害者が逃げ遅れ、焼死したような場合である。しかし、これもまた「客体の性質」の一つであり、客体の存在それ自体とは関係がない。

(137) この場合、「否定」という一定の評価が加わることになる。しかしこれは「変化」という事実を刑法がどこから切り取るべきかを判断するために必要な評価である。このような評価を抜きに、単に「事象の変化」を結果と解することは不可能であろう。

(138) Sanson, a. a. O. (Ann. 9) S. 96ff.

(139) 同様の見解を主張するものとして、Roh, a. a. O. (Ann. 54) S. 60ff.

(140) 条件関係を行為と結果の双方から判断する見解として、増田・前出注（63）一四六頁以下参照。

(141) 一〇〇%の確実性でいわゆる代替原因を排除することは不可能である。しかし「合理的な疑いを越える」程度にそれを排除するこ

とは可能であると思われる。

(142) 他原因の見落としについては、林(陽)・前出注(4)二二二頁以下、特に二六七頁以下も参照。

(143) 例えば、横浜地裁平成十七年三月二十五日判決(判例時報一九〇九号二一三〇頁)では、弁護人側が、医師による筋弛緩剤投与以外に考えられる原因(痰詰まり・炭酸ガスナルコーシス・呼吸筋疲労等)が存在することを指摘している。なお、事案の内容は、被告人が、被害者の気管内チューブを抜き去った後、被害者が苦しうに見える呼吸を繰り返したことから鎮静剤を大量に投与したが、呼吸を鎮めることができなかつたため、筋弛緩剤を注射して死亡させたというものである。

(144) 仮説形成あるいは仮説推論とも訳される。アブダクションによる事例の推測方法として、例えば、内陸部から魚の化石が発見されたとする。その場合に、「魚の化石発見」という結果を説明するために、「かつて海であつた場所が隆起した場所では、魚の化石が発見される」という法則に基づいて、「昔はこの地一帯が海であつた」という事例を推測するのである。アブダクションについて詳しくは、チャールズ・S・パース(浅輪幸夫訳)『偶然・愛・論理』(三一書房、一九八二)一七四頁以下を参照。

(145) パース・前出注(144)一八一頁。これに対して演繹的―法則的説明は、「説明連関の要請を可能な限り強い意味で満足している」という。ヘンベル・前出注(132)八三頁。

(146) Puppe, Der Erfolg, S. 890.

(147) 実際には、最小十分条件の決定に困難を伴うことも多いであろう。結局のところ、行為の「最小十分条件性」判断は、いわゆる行為の「危険性」判断に近いものであるように思われる。

(148) 林(陽)・前出注(4)二七五頁以下も、当該事例(被害者が足に負傷していない場合)において法則性を否定する。「火災現場に居合わせる」という事情は、「社会の中で一定の蓋然性をもって存在している、一般的な危険である」ため、そのような危険と傷害行為との間には法則性が認められない、という。

(149) したがって、成瀬・前出注(15)一二九頁の、事実連関の存在は、結果帰属のための「必要条件」ではあつても「十分条件ではない」という主張は適切である。